



第114回通常組合会開催

規約の一部改正、平成27年度予算等議決

2月28日(土)に第114回通常組合会が北海道医師会館において開催され、平成27年度法令遵守(コンプライアンス)のための実践計画の制定、保険料に関する組合規約等の一部改正、平成26年度第1次・第2次補正予算、平成27年度事業方針および歳入歳出予算等について原案どおり可決された。

なお、保険料引き上げに伴う規約の一部改正、事業方針・予算などの詳細については本誌4月1日付け:第1159号附録で公示(道医国保公示第404号)しているため、ご参照願いたい。

以下、第114回通常組合会の概要についてお知らせする。

組合会は午後3時30分開会され、議員定数60名中、資格確認時29名(最終出席者数37名)、他に表決委員状提出者21名の出席があり組合会は成立した。

最初に、赤倉昌巳理事長から挨拶があった。

赤倉理事長挨拶

『本日はお忙しい中、悪路、更に、寒さ厳しい中を、全道各地からご出席をいただき、誠にありがとうございます。』

皆様方には、日頃より、組合運営についてのご理解、ご協力をいただき、お陰様で大過無く経過いたしております。

改めまして、御礼を申し上げます。

さて、「所得水準の高い国保組合の国庫補助の見直し」問題が、一昨年の12月5日に「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」所謂「プログラム法」が成立し、このプログラム法のスケジュールに基づき、昨年の4月から、社会保障審議会 医療保険部会での議論が開始されました。

ところが、議論の取りまとめ時期にあたる11月に、突然の衆議院解散がございまして、頓挫したところでした。

12月の解散総選挙は、ご承知のとおり、自民・公明の与党が圧勝したところです。

第三次安倍政権の発足後、慌ただしく「国庫補助の見直し」問題に動きがございまして、12月25日に財政制度審議会で「平成27年度予算の編成に関する建議」では「所得水準の高い国保組合の国庫補助について、原則廃止する必要がある。」と出されたところです。

これによりまして、厚生労働大臣と財務大臣との平成27年度予算の大臣折衝では、「負担能力に応じた負担とする観点から、平成28年度から5年かけて段階的に見直すこととし、所得水準に応じて13%から32%の補助率等とすること」で決定された次第です。

既に閣議決定も行われ、医師国保組合は、平成28



赤倉昌巳理事長挨拶

年度から毎年3.8%が減額されることとなり、平成32年度には、13%となります。

現在開催中の通常国会に、予算関連法案として3月上旬には提出される予定です。

日本医師会の力で、平成27年度の国庫補助金につきましては、32%の現状維持が確保されておりますので、今後につきましては、しっかりと検討して参りたいと思っております。

本日の組合会におきましては、ご案内のとおり、保険料等検討委員会でご検討いただいた、平成27年度からの保険料引き上げに伴う規約等の改正、平成27年度予算のご承認等が、主な議題となっております。

また、役員のご改選期でもございます。

後ほど、詳細な説明をさせていただきますが、平成27年度の予算につきましては、保険料引き上げによりまして、黒字を見込んでおります。

ここ5年間の単年度赤字から脱却いたします。

平成28年度以降につきましては、保険料等検討委員会でも十分ご検討いただき、国庫補助減額への対応策を練って参りたいと思っております。

本日お諮りする各議案につきましては、先生方に慎重にご審議をいただき、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

甚だ簡単ではございますが、組合会開催に当たっ



組合会議場

てのご挨拶とさせていただきます。』



赤倉昌巳理事長挨拶後、仮議長の選出について、堀江洋三常務理事から提案がなされ、仮議長には大平啓二議員（網走）が就任した。この後、大平啓二仮議長が議事録署名議員を次のとおり指名した。

中央ブロック 札幌市：高橋 文雄 議員
道北ブロック 旭川市：滝山 義之 議員

議案第1号 組合会議長および副議長の選挙について

堀江洋三常務理事が提案趣旨を説明し、選挙に入った。

選考は各ブロックから1名ずつの選考委員に仮議長を加えた選考委員会によって行われた。

選考委員会の結果について、鈴木伸和選考委員長（札幌市）から下記の2名を候補者として選考した旨の報告があった。

大平啓二仮議長が採否を諮ったところ、全員異議なく次の両名が当選者として決定した。

組合会議長 札幌市 山本 秀樹 議員（再任）
同 副議長 函館市 佐藤 信清 議員（再任）

議長、副議長就任挨拶後、山本秀樹議長が議長席に着いた。

報告事項に入り、業務報告は堀江洋三常務理事から、監査報告は津田哲哉監事から、それぞれ報告があり、報告どおり承認された。

ここで、議長は山本秀樹議長から佐藤信清副議長に交代し、議案審議に入った。

議案第2号 理事会専決事項につき承認を求めることについて

1. 平成26年度 北海道医師国民健康保険組合 歳入歳出予算の第1次補正について

※平成26年8月31日を以て、本組合の役員（常務理事）を辞任された1名の役員退職



津田哲哉監事監査報告

給与金を平成26年10月1日に支給するために行った平成26年度歳入歳出予算の第1次補正である。

- ◎平成26年度当初予算総額 2,026,915千円
- ◎ " 第1次補正額（増額） 1,499千円
- ◎平成26年度第1次補正後予算総額 2,028,414千円

2. 北海道医師国民健康保険組合職員給与規程の一部改正について

※北海道人事委員会の勧告における行政職給料表改正に基づく、平成26年度分および平成27年度以降分の当組合職員給与規程別表第1の甲（給料表）の改正である。

（改正施行期日）

平成26年度分 平成26年12月1日 施行
平成26年4月1日 適用
平成27年度以降分 平成27年4月1日）

3. 平成27年度 北海道医師国民健康保険組合 法令遵守（コンプライアンス）のための実践計画の制定について

※国民健康保険組合の組織運営における平成27年度版の法令遵守（コンプライアンス）の実践計画を制定。

（施行期日：平成27年4月1日）

議案2号1. 2. 3. を一括上呈、議案2号1. 2. については堀江洋三常務理事から提案趣旨の説明が行われ、続いて中村興治理事から議案2号3. の提案趣旨の説明が行われた。

審議の結果、理事者提案のとおり承認可決した。

議案第3号 北海道医師国民健康保険組合規約および規約取扱規則の一部改正について

堀江洋三常務理事が提案趣旨を説明し、審議に入り、保険料の賦課額に関する規約および規約取扱規則の改正に係るこの議案は、組合会議員定数の3分の2以上の賛成を得て原案どおり承認可決した。



堀江洋三常務理事提案説明



中村興治理事提案説明

※組合同規約および規約取扱規則の一部改正に係る主な理由と内容は、次のとおりである。

平成26年度保険料等検討委員会において、組合財政の健全維持のため現保険料賦課基準の見直しを審議し、平成26年12月24日付で答申をいただいたので、保険料の賦課額に係る規定および規約取扱規則に定める保険料関連様式の一部改正。

(改正内容)

○平等割賦課額（組合員1人につき）

第1種・第2種組合員 年額 49,200円

第3種組合員 年額 24,000円

（第3種組合員は、平等割賦課額だけ賦課する。）

○所得割賦課額（第1種・第2種組合員）

改正なし

○均等割賦課額（組合員以外の被保険者）

1人につき 年額 60,000円

○後期高齢者支援金等賦課額（全被保険者）

1人につき 年額 24,000円

○介護納付金賦課額（40歳～64歳の被保険者）

改正なし

※上記、改正に伴い規約取扱規則で定める保険料関連様式に「後期高齢者支援金等賦課額」項目欄等を追加。

(改正施行の期日：平成27年4月1日)

議案第4号 平成26年度 北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算の第2次補正について

堀江洋三常務理事が提案趣旨を説明し、審議の結果、原案どおり承認可決した。

※平成26年度第2次補正予算の主な理由と内容は、次のとおりである。

〔歳入の部〕

1. 国保組合共通システム導入に関するサブシステム開発や法改正対応システム開発費用等に対して国庫補助金が交付されることから増額補正。

〔歳出の部〕

1. 国保組合共通システム導入に関するサブシステム開発や法改正対応システム開発費用等を支払うため増額補正。
2. 平成26年度「後期高齢者支援金」の納付金額が確定したため増額補正。
3. 平成25年度国庫補助金の「事務費負担金」、「療養給付費等補助金」、「特別調整補助金」、「特定健診等補助金」の超過交付額返還金が確定したため増額補正。
4. 歳入科目の補正増額と、歳出科目の予備費以外の補正増額を差し引き、歳出予算調整のため、減額補正。

◎平成26年度当初予算総額 2,028,414千円

◎ " 第2次補正額（増額） 1,503千円

◎平成26年度第2次補正後予算総額 2,029,917千円

議案第5号 平成27年度 北海道医師国民健康保険組合事業方針について

議案第6号 平成27年度 北海道医師国民健康保険組合歳入歳出予算について

議案第5号・議案第6号を一括上程、議案第5号の『事業方針の主文』を事務局が朗読した後、堀江洋三常務理事が議案第5号の提案趣旨を説明し、続いて議案第6号の提案趣旨の説明を行った。

審議の結果、第5号および第6号議案は原案どおり承認可決した。

※平成27年度の事業方針の策定にあたっての事業方針の概要は次のとおりである。

平成26年12月14日の解散総選挙で自公政権が圧勝し、平成26年12月24日に第三次安倍政権が発足した。このことから平成25年12月5日に成立した「社会保障改革プログラム法」に基づき、社会保障審議会医療保険部会において引き続き、「所得の高い国保組合の国庫補助の見直し」の議論が再開されたが、本年1月9日の医療保険部会では調整中とのことで今後の議論に持ち越された。



城守理事退任挨拶

ところが、平成27年度厚生労働省予算について、1月11日に開催された厚生労働大臣と財務大臣との大臣折衝において、「所得水準の高い国保組合の国庫補助について、負担能力に応じた負担とする観点から、平成28年度から5年かけて段階的に見直すこととし、所得水準に応じて13%から32%の補助率等とすること。」と医療保険制度改革の推進に関する予算関連事項として決定され、社会保障制度改革推進本部の決定を経て、1月14日には閣議決定が行われた。

医療保険部会での議論は、平成26年4月から始まり平成26年12月までには取りまとめられるところであったが、「見直し」の議論は平行線で不透明な状況であったため、当組合では、平成22年度から平成25年度までの4期に渡る単年度赤字が継続したことを重視し、平成26年度保険料等検討委員会に、単年度赤字の解消を優先課題として提案し、ご検討をいただいた。

当組合の平成26年度予算執行状況においては、引き続き被保険者の減少により減収を余儀なくされ、一方、支出面においては、後期高齢者支援金等拠出金の負担も大きく、平成25年度同様に単年度赤字が見込まれたため、これで5期連続となることから、保険料等検討委員会にお諮りしたところである。

ここ5年間の事業運営は、過去からの蓄積された財産に依存し、単年度赤字を補填してきた状況で、財産が枯渇する前に保険料見直しの検討に入ったもので、「後期高齢者支援金等賦課額を別立てとし月額2,000円を賦課することで、引き上げを容認せざるを得ない」との保険料等検討委員会答申をいただいた。

本年に入り慌ただしく状況が変化したが、保険料等検討委員会でご容認いただいた保険料引き上げと、国の平成27年度予算では、国庫補助金が従来通りに見込めることから、平成27年度の予算編成を策定するに当たり、従来からの事業を踏襲しても、単年度赤字にはならないと判断するところである。

引き続き経費削減にも鋭意努力し、療養給付費等の思わぬ増加がない限り、組合の財政状況としては、まだこの数年は耐えられるものと見込んでいる。

平成28年度から5年の間には、再度、保険料等検



新役員就任挨拶

討委員会に保険料見直しを提案する時期も到来してしまうこととなるが、その際にも組合財政の健全化を維持するため、組合員の負担を極力抑えられるよう、十分にご審議をいただきながら取り進めていくこととする。

当組合の組合員・被保険者に健康への意識強化や、さらなる福祉の充実を図ることを使命として、組合員・被保険者へのサービスが行き届く事業運営を平成27年度も推進していく所存である。

※平成20年4月1日から国の後期高齢者医療制度が施行され、各保険者に保険料の徴収が義務づけられている後期高齢者支援金等賦課額については、組合員の平等割賦課額、家族・従業員の均等割賦課額と切り離し別立てで被保険者に対し賦課することとなり、平成27年度は全被保険者1人月額2,000円を納付することになる。

また、介護保険法に基づく、40歳以上65歳未満の被保険者（介護保険第2号被保険者）の保険料としての介護保険負担額は、平成27年度は1人月額3,570円を納付することになる。

※平成27年度予算規模

・平成27年度予算総額(A)	2,056,935千円
・平成26年度第2次補正後予算総額(B)	2,029,917千円
・比較増減(A-B)	27,018千円 (1.3%増)

議案第7号 理事および監事の選挙について

堀江洋三常務理事から提案趣旨を説明し、選考委員による候補者の選考に入った。選考は各ブロックから1名ずつの選考委員に組合会議長、副議長を加えた選考委員会によって行われることとなった。

選考委員会の結果について、鈴木伸和選考委員長から理事9名、監事2名を候補者として選考した旨報告があり、佐藤副議長が採否を諮ったところ、全員異議なく次の11名が当選者と決定した。

《理事 9名》

- 長瀬 清 (再任:札幌市)
- 堀江 洋三 (再任:札幌市)
- 中村 興治 (再任:岩見沢市)
- 松家 治道 (再任:札幌市)
- 山下 裕久 (再任:旭川市)
- 今 真人 (再任:札幌市)
- 深澤 雅則 (新任:札幌市)
- 三戸 和昭 (新任:札幌市)
- 津田 哲哉 (新任:小樽市)

《監事 2名》

- 我妻 浩治 (新任:石狩)
- 外園 光一 (新任:小樽市)

このたびの役員改選による退任者は次のとおり。

- 赤倉昌巳理事長 (札幌市)
- 城 守理事 (小樽市)
- 上西 仁監事 (石狩)

役員改選後、退任することとなった赤倉昌巳理事長、城 守理事、上西 仁監事から退任の挨拶がなされ、引き続き、当選役員の代表として長瀬清理事から就任の挨拶があった。

この後、佐藤信清副議長が「退任される赤倉昌巳理事長に顧問を委嘱したいと理事者側から提案されたため、緊急議決として諮りたい。」と理事者側に提案を求めた。

緊急決議案 顧問の委嘱について

堀江洋三常務理事から提案趣旨の説明が行われ、審議の結果、全員異議なく理事者提案のとおり承認可決した。

以上で予定された議案がすべて終了し、赤倉昌巳理事長から閉会の挨拶があり、第114回通常組合会は午後5時19分閉会した。

平成27年度 歳入・歳出予算の概要

【歳入】	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)	【歳出】	予算額 (千円)	前年度比 (%)	構成比 (%)
1. 国民健康保険料	1,320,639	12.9	64.2	1. 会議費	35,089	▲ 2.1	1.7
2. 使用料及び手数料	1	0.0	0.0	2. 総務費	134,768	▲ 14.3	6.6
3. 国庫支出金	448,500	▲ 4.9	21.8	3. 保険給付費	1,113,041	1.7	54.1
4. 前期高齢者交付金	1	0.0	0.0	4. 老人保健拠出金	14	0.0	0.0
5. 道支出金	1	0.0	0.0	5. 介護納付金	177,986	▲ 4.9	8.7
6. 連合会支出金	1	0.0	0.0	6. 共同事業拠出金	50,348	▲ 3.4	2.4
7. 共同事業交付金	36,026	2.5	1.8	7. 後期高齢者支援金等	323,750	▲ 4.5	15.7
8. 財産収入	1,171	7.6	0.1	8. 前期高齢者納付金等	27,134	87.8	1.3
9. 繰入金	5	▲ 100.0	0.0	9. 保健事業費	118,980	11.9	5.8
10. 繰越金	250,000	0.0	12.2	10. 積立金	5,057	▲ 14.5	0.2
11. 諸収入	590	0.0	0.0	11. 諸支出金	3,050	▲ 86.6	0.1
				12. 予備費	67,718	375.3	3.3
歳入合計	2,056,935	1.3	100.0	歳出合計	2,056,935	1.3	100.0

※前年度比は、平成26年度第2次補正後予算額との比較。 ▲はマイナス。

道医師国保組合公告

平成27年4月1日
道医国保公示第402号北海道医師国民健康保険組合
理事長 長瀬 清

北海道医師国民健康保険組合同約第35条により選挙された平成27年2月1日～平成29年1月31日までを任期とする組合会議員を次のとおり公示する。

第29期 組合会議員名簿

【任期 平成27年2月1日～平成29年1月31日】

(定数60名、欠員なし：平成27年2月1日現在)

議長 山本秀樹

副議長 佐藤信清

地区名	氏名
札幌市	鈴木伸和
"	田代典夫
"	多米淳
"	高橋文雄
"	山本秀樹
"	大嶋哲夫
"	椿原圭二
"	神田雄司
"	小野英夫
"	田村康史
"	小林真也
"	澤井圀郎
江別	奥野一嘉
石狩	我妻浩治
千歳	坂本孝志
恵庭市	石川順一
北広島	中川晃
函館市	本間哲
"	佐藤信清
渡島	小笠原実
桧山	半澤慎太郎
北部桧山	岩間峯
小樽市	外園光一
寿都	祁答院尚嗣
羊蹄	富田均
岩内古宇郡	千葉理
余市	佐野道朗
室蘭市	西里弘二
胆振西部	森谷典久
苫小牧市	和田啓二

地区名	氏名
日高	中村宏
岩見沢市	鎌田理
空知南部	板垣里佳
夕張市	中條俊博
美唄市	中坂光宏
空知	村山節男
滝川市	道鎮明晴
赤平市	佐々木正人
芦別市	藤嶋彰
旭川市	上村利彦
"	滝山義之
"	井原真都
深川	高橋公平
富良野	内海真
上川郡中央	藤原正文
上川北部	荒川卓哉
留萌	川上康博
宗谷	櫻井晴邦
北見	今野敦
紋別	門馬靖宏
遠軽	瀧本玲子
美幌	宮澤学
網走	大平啓二
帯広市	稲葉秀一
十勝	栗林秀樹
釧路市	久島貞一
根室市外三郡	石田康雄
北海道大学	清水智弘
札幌医科大学	實川純人
旭川医科大学	片桐一

※空知ブロックの三笠市支部には組合員がないため、組合会議員定数には含まず。

道医師国保組合公告

**平成27年4月1日
道医国保公示第403号**

北海道医師国民健康保険組合
 理事長 長瀬 清
 選挙管理者
 組合会議長 山本 秀樹
 組合会副議長 佐藤 信清

平成27年2月28日（土）開催の第114回通常組合会において、北海道医師国民健康保険組合選挙規程第6条の規定による役員選挙を行い、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの2年間の任期とする役員が、次のとおり当選者と決定したのでこれを公示する。

組 合 役 員

理 事	長瀬 清（再任）	堀江 洋三（再任）	中村 興治（再任）	松家 治道（再任）
	山下 裕久（再任）	今 真人（再任）	深澤 雅則（新任）	三戸 和昭（新任）
	津田 哲哉（新任）			
監 事	我妻 浩治（新任）	外園 光一（新任）		
顧 問	赤倉 昌巳（新任）			

道医師国保組合お知らせ

平成27年度 保険料納額告知書を発送します！

本年4月上旬に「平成27年度保険料納額告知書」を組合員の皆様に発送いたします。

保険料賦課額の詳細につきましては、別表の「平成27年度保険料賦課額算出等の概要」をご参照ください。

1. 所得割賦課額について

暫定賦課・・・4月～9月まで（平成25年中の「総所得金額」で仮算定）

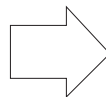
確定賦課・・・10月～翌年3月まで（平成26年中の「総所得金額」で算定（確定）し、暫定賦課との差額調整を行う）→10月「保険料所得割賦課額決定通知書」を発行

2. 後期高齢者支援金等賦課額について

後期高齢者支援金等賦課額は、平等割賦課額、均等割賦課額と切り離し別立てで被保険者に対し賦課

【平成27年3月31日まで】

平等割賦課額	第1種・第2種	平等割賦課額	年額11,640円	月額970円
	第3種	後期高齢者支援金等賦課額	年額37,560円	月額3,130円
		平等割賦課額	年額11,640円	月額970円
均等割賦課額		均等割賦課額	年額22,440円	月額1,870円
		後期高齢者支援金等賦課額	年額37,560円	月額3,130円



【平成27年4月1日から】

平等割賦課額	第1種・第2種	年額49,200円	月額4,100円
	第3種	年額24,000円	月額2,000円
	均等割賦課額	年額60,000円	月額5,000円
	後期高齢者支援金等賦課額	年額24,000円	月額2,000円

(別表) 平成27年度保険料賦課額算出等の概要

(金額単位：円)

保険料の賦課額区分	第1種組合員 〔郡市医師会会員〕	第2種組合員 〔医育機関医師会会員〕	第3種組合員 〔後期高齢者医療 の被保険者〕
(1) 平等割賦課額 〔第1種・2種・3種 組合員1人につき〕	(年額) 49,200 (月額) 4,100	(年額) 49,200 (月額) 4,100	(年額) 24,000 (月額) 2,000
(2) 所得割賦課額 〔第1種・2種組合員 1人につき〕	(年額) *前年中の総所得金額 × 14/1,000 (料率) *所得割賦課限度額 (年額) 520,000	(年額) *前年中の総所得金額 × 14/1,000 (料率) + 加算額(年額) 60,000 *所得割賦課限度額 (年額) 520,000	—
(3) 均等割賦課額 〔家族・准組合員(従業 員) 1人につき〕	(年額) 60,000 (月額) 5,000	(年額) 60,000 (月額) 5,000	(年額) 60,000 (月額) 5,000
(4) 後期高齢者 支援金等賦課額 〔被保険者1人につき〕	(年額) 24,000 (月額) 2,000	(年額) 24,000 (月額) 2,000	(年額) 24,000 (月額) 2,000
(5) 介護納付金賦課額 〔40歳以上65歳未満の 被保険者1人につき〕	(年額) 42,840 (月額) 3,570	(年額) 42,840 (月額) 3,570	(年額) 42,840 (月額) 3,570

※第3種組合員(75歳以上の後期高齢者)の保険料について
所得割賦課額および後期高齢者支援金等賦課額 → 75歳になる日の属する月から賦課しない

道医師国保組合お知らせ

被保険者の異動は必ず14日以内に届け出を

北海道医師国民健康保険組合

本組合は、次のような被保険者の異動があったときは国民健康保険法および組規約によって事実のあった日から14日以内に届け出ることが定められております。届け出が遅れますと保険料の調整(増減)および保険給付等に影響いたしますので、お早めに届け出をお願いいたします。

- ◎ 包括(全員)資格喪失届
組合員の社会保険(協会けんぽ等)加入、死亡、北海道医師会退会、道外に住所を移したとき、ほか
- ◎ 一部加入届
社会保険(協会けんぽ等)離脱、出生、准組合員(従業員)の採用、組合員と同一世帯になったとき、ほか
※家族=組合員と同一世帯で、協会けんぽなど他の保険に加入できない方。
※准組合員=社会保険(協会けんぽに等)に加入できない方。
(従業員)
- ◎ 一部喪失届
社会保険(協会けんぽ等)加入、死亡、准組合員(従業員)の退職、組合員と別世帯になったとき、ほか
- ◎ その他
 - ① 住所・氏名変更届・・・組合員・准組合員(従業員)の住所・氏名が変更になったとき
 - ② 法第116条該当・非該当届・・・家族が入学等により組合員と住所を別にしたときおよび卒業したとき

※ 届け出用紙の備付(本組合ホームページからも入手できます。)および届け出先

各支部(所属の郡市医師会および医育機関医師会事務局)

組合ホームページアドレス <http://www.hokkaido.med.or.jp/kokuho/>

